

子育て情報閲覧用パソコンの導入について

1 利用条件等について

- (1) 平成25年7月より導入
- (2) 利用時間は原則として1回30分。待っている人がいない場合には、30分間を限度に延長可。
- (3) 小学生以下の利用には保護者の同伴が必要。
- (4) 情報のプリントアウトはできない。
- (5) メール・ワード・エクセル等のソフトウェアは使用不可。

2 置き場所について

- (1) 職員の目が届き、保護者同士が一緒に画面を見ることができる配置を考え、受付カウンターの角の部分に決定した。

3 フィルタリングについて

- (1) 有害であると考えられるサイト(暴力・アダルト・児童ポルノ等)やワンクリック詐欺・フィッシングサイトなどの犯罪関連のホームページをブロックしたり、ファイル交換ソフトの「Winny」による通信をブロックするなどのフィルタリングを実施。
- (2) 以前、委員さんより「お酒」というキーワードが引っ掛かったとの話があったが、原則として職員の目の届く範囲での利用になることから、そこまで厳格なフィルタリングは行っていない。

4 利用方法について

- (1) ラミネートした「たっち子育て情報閲覧用パソコンを利用される方へ」を配置。利用時には、利用台帳に記入をしてもらう。